

〔名古屋市市税減免条例に基づく市民税・県民税の減免事項〕

	減 免 該 当 者	減 免 額	申 請 期 限
1	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害等の程度により一定額を減免	次のいずれか遅い日(注4) a 左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 b その該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日
2	生活保護法で定められた生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助または葬祭扶助(注2)を受けている方	扶助を受けている期間に納期限の到来する納付額またはその期間の初日の属する月の翌月から最終の月までの月割額の全部	
3 (注1)	前年中の総所得金額等が所得割非課税限度額(注3)以下の方	税額の全部	1月1日以後最初に到来する納期限(原則として6月30日)
4 (注1)	前年中の総所得金額等が所得割非課税限度額を超え所得割非課税限度額に33万円を加算した額以下の方	所得割額の50%	
5 (注1)	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親、被爆者(障害者を除く。)で前年中の総所得金額等が135万円または所得割非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下の方	税額の50%	
6 (注1)	障害者または疾病等の事由により市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で前年中の総所得金額等が135万円または所得割非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下の方	税額の50%	
7 (注1)	勤労学生控除の適用を受けている勤労学生の方	税額の全部	
8 (注1)	6月30日において、前年中の総所得金額が210万円以下の方のうち本年の見込額が前年の総所得金額の1/2以下になると認められる方	所得割額の50%	次のいずれか遅い日(注2) a 左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 b その該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日
9	雇用保険法で定められた基本手当の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方	基本手当の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	
10	雇用保険法で定められた高年齢求職者給付金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方	失業の認定日から所定給付日数分の日を経過する日までの日が属する月に到来する納期の納付額の全部	
11	雇用保険法で定められた特例一時金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方	失業の認定日から所定給付日数分の日を経過する日までの日が属する月に到来する納期の納付額の全部	
12	雇用保険法で定められた日雇労働求職者給付金の受給資格を有する方	日雇労働求職者給付金の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	

(注1)表3、4、5、7に該当する方で、給与や年金の支払者から給与支払報告書、公的年金等支払報告書が提出された方や、所得税の確定申告書、市民税・県民税の申告書を提出した方は、減免申請の必要はありません。なお、表3～8の減免のうち、2つ以上に該当する場合は、減免額が最も大きいもののみ適用を受けることができます。

(注2)生活保護法第18条第2項の規定により行われる葬祭扶助は除きます。

(注3)所得割非課税限度額は、扶養家族のない方は45万円、扶養家族のある方は〔35万円×(扶養家族の数+1)+10万円〕+32万円です。

(注4)申請期限欄の「該当することとなった日」については、表1では「災害の発生した日」、表2では「扶助の開始のあった日」、表8では「6月30日」、表9では「離職後最初に失業の認定を受けた日」、表10、11では「失業の認定を受けた日」と読み替えてください。なお、「最初に到来する納期限」とは、原則として普通徴収によって納付している方は「6月30日」、給与からの特別徴収によって納付している方は「7月10日」(※)です。(土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日)

※ 令和6年度の市民税・県民税について、定額減税の適用がある場合は、給与からの特別徴収によって納付している方の「最初に到来する納期限」は原則として「8月13日」です。